

[別紙1]鳥取県産地主体型就農支援モデル確立事業補助金の事務手続きについて

1. 実施計画書の受理 → 県への報告 (随時)

○実施計画書は、下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付申請の提出 (時期は別に定める)

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。

3. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内) → 事業実施主体への通知

4. 事業開始 → 着手届提出

○着手届を下記提出先に郵送又は持参してください。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

5. 事業完了

※事業の完了とは：事業実施主体の実績報告に対する実績確認

※この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。

6. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日以内または事業完了予定年月日の翌年度の4月20日のいずれか早い日)

○実績報告は、下記提出先に郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

支払時期：実績報告が提出され次第、速やかに支払いを行います。

様式：実施状況報告書(別紙様式1号)

資料提出・問い合わせ先

所 属	住 所	電 話
東部農林事務所農業振興課	〒680-0061 鳥取市立川町6丁目176	0857-20-3557
東部農林事務所八頭事務所 農林業振興課農業振興室	〒680-0461 八頭郡八頭町郡家100	0858-72-3815
中部総合事務所農林局農業振興課	〒682-0802 倉吉市東巖城町2	0858-23-3162
西部総合事務所農林局農林業振興課	〒683-0054 米子市鞆町1丁目160	0859-31-9653
西部総合事務所日野振興センター 日野振興局農林業振興課農業振興室	〒689-4503 日野郡日野町根雨140-1	0859-72-2003